

方向性検討にかかる論点と対応

資料2

これまでに整理した主な論点

- ① これまでの検査結果や科学的知見から、より効率的な検査方法に移行出来るのではないか
- ② 検査の負担軽減を図るため、出荷米のみを対象としても良いのではないか
- ③ 避難解除区域等では、作付再開状況を見ながら全量全袋検査を継続すべきではないか
- ④ 風評対策としてすぐには止められないが、移行時期を決め丁寧に説明しながら進めていくべきではないか
- ⑤ 必要な風評対策と販売対策を講じながら進めていくべきではないか

対応案

- ① 全量全袋検査を〇年続け、検査結果を確認後、モニタリング検査に移行する(国のモニタリング検査のガイドラインの考え方※を参考にする)
※検査対象自治体は、『直近3年間の検査結果に基づき、基準値の1/2を超える放射性セシウムが検出された品目が確認されるなど検査を継続する必要がある自治体』としている
- ② 全量全袋検査は出荷米を対象とし、自家保有米については希望制とする
- ③ 避難解除区域等では、作付再開が一定程度進み、検査データの蓄積が進むまで全量全袋検査を継続する
(ただし、具体的なエリアは市町村と個別協議して決める)
- ④ 「今後の方向性」の決定後は、米の卸業者や量販店、消費者等にも丁寧に説明を行い、理解を得ていく
- ⑤ 福島県農林水産業再生総合事業等により、引き続き販売対策を実施していく

今後の検査の方向性(イメージ)

地域	現在	将来
1 避難解除区域以外の地域	全量全袋検査(自家保有米は希望制)	モニタリング検査(抽出検査)
2 避難解除区域等	全量全袋検査	